

鳥取県と鳥取県水難救済会が  
「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」  
を締結しました。



(写真左から 小笠原課長、西村会長、平井知事、景山副会長、佐名部長)

令和元年7月29日、鳥取県知事公邸 第1応接室において、鳥取県と鳥取県水難救済会が「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」を締結しました。

この協定締結は鳥取県内において大規模地震等が発生した場合、鳥取県水難救済会から小型船舶による輸送等の応援を受けることにより、海上における緊急輸送等の災害応急対策を確保することを目的としています。

締結式では第八管区海上保安本部警備救難部 小笠原救難課長及び境海上保安部 佐名部長立会いのもと、平井知事が「豪雨や津波の恐れを考えると、海からの輸送が有効。小さい船であるがゆえの機動性を生かし、災害時の砦として活躍してほしい。」旨の挨拶をし、西村会長は「災害時に空白地帯を作らないという意味で、当会が果たす役割は大きい。出勤要請があった際は、港湾を知り尽くした所員が総力を挙げて支援活動に取り組む。」旨の挨拶をしました。

